

# 防災行政無線施設整備に関する

## 100条委員会調査報告書

平成23年3月30日

周南市議会

## 目次

1	調査の主旨	1
2	100条委員会設置の経緯	2
	◆調査特別委員会設置議案	2
	◆調査特別委員会設置議案の提案説明	3
	◆調査特別委員会委員名簿	4
	◆100条調査権付与のための決議案	4
	◆100条調査権付与のための決議案の提案説明	5
	◆100条委員会の運営要領	6
	◆地方自治法第100条（抜粋）	8
3	調査事件	10
4	防災行政無線施設整備に関するこれまでの経緯	11
5	委員会の開催状況	13
6	証人、説明員の出席等	14
	(1)出頭を求めた証人	14
	(2)出席を求めた説明員	15
7	記録、資料の提出	16
	(1)記録の提出	16
	(2)資料の提出	17
8	委員派遣	18
9	調査の内容と結果	19
	(1)事実関係	19
	(2)問題点	32
	(3)問題点の原因と委員会の判断	33
	(4)改善意見	42
10	証言拒否等	43
	(1)証人出頭拒否の状況	43
	(2)証人の証言拒否の状況	43
	(3)虚偽の証言、自白の状況	43
	(4)記録の提出拒否の状況	43
	(5)宣誓拒否の状況	43
11	調査経費	44
	(1)100条委員会の議決経費	44
	(2)決算見込み	44
12	その他	44
	(1)弁護士への業務委託	44

## 1 調査の主旨

周南市は、平成22年3月に策定した周南市まちづくり総合計画後期基本計画の中で、市民が「安心」して暮らすことのできるまちづくりを市政の主要課題と位置づけ、その中で、災害や危機への対応として防災行政無線施設の整備を進めてきた。

しかし、この防災無線施設整備工事に関しては、契約議案の上程の見送りを初めとして、数度の行政報告を経て、7月21日に契約議案が上程され可決となったが、その後、契約締結から数カ月が経過してもなお請負業者が工事に着手できないという異常事態となった。さらにその後周南市、請負業者が双方に工事契約の解除通知を行うというまさに異例の状況となっている。

そこで、周南市議会としては、議会自ら、工事着手が遅れた理由は何か、事務の執行が適正に行われていたかなどを検証していく責務があると考え、この真相究明のため、調査特別委員会を設置し、速やかに調査、解明していくこととなった。

## 2 100条委員会設置の経緯

この項目以降この報告書において、平成22年12月24日設置の防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会を「調査特別委員会」といい、また平成23年1月17日、地方自治法第100条等の調査権限を付与された防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会を「100条委員会」とする。

平成22年12月16日の議会運営委員会において、工事着手が遅れた理由や事務執行について検証していくため、調査特別委員会の設置が提案された。協議の結果、100条調査権を議決により付与できる調査特別委員会を設置し、検証していくことを全会一致で決定した。平成22年第6回定例会の最終日12月24日、本会議において、この調査特別委員会設置議案が全会一致で可決された。

こうした中、平成23年1月14日開催の調査特別委員会において、委員会へ参考人として出席・説明を要請した事業者から、出席辞退の表明があり、これにより、調査特別委員会がもつ権能のみでは、委員会の設置目的の達成が極めて困難となる事態に立ち至った。

このため、当委員会に、地方自治法第100条等に基づく調査権限を付与し、もって一層の調査の進捗を図ることが、周南市議会の責務として必要不可欠であると、当委員会において、その決議案を全会一致で決定した。これを受けて、平成23年1月17日の市議会臨時会において、調査特別委員会への100条調査権の付与が議決され、市民が安心して暮らすことができるまちづくりのため、周南市議会として、100条委員会で、速やかに調査、解明していくこととなった。

参考のため、調査特別委員会の設置議案、本会議におけるその提案説明、調査特別委員会の委員構成、100条委員会の決議案、本会議におけるその提案説明、100条委員会の運営要領を次に掲げる。

### ◆調査特別委員会設置議案（H22.12.24）

委員会提出議案第 6 号

防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会の設置について

周南市議会に下記のとおり特別委員会を設置することについて、周南市議会委員会条例第5条の規定により、市議会の議決を求める。

平成22年12月24日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会  
委員長 小林雄二

記

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 1 名称    | 防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会       |
| 2 付議事件  | 防災行政無線施設整備に関すること            |
| 3 委員の定数 | 11人                         |
| 4 期限    | 調査が終了するまでとし、閉会中も調査できるものとする。 |

◆調査特別委員会設置議案の提案説明（H22.12.24）

委員会提出議案第6号 提案説明（会議録より抜粋）

○議会運営委員長（小林雄二議員）お手元に配付のとおり、委員会提出議案第6号、防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会の設置について、その提案理由の説明を申し上げます。

周南市は、ことし3月策定した周南市まちづくり総合計画後期基本計画の中で、市民が安心して暮らすことのできるまちづくりを市政の主要課題と位置づけ、その中で、災害や危機への対応として防災行政無線施設の整備を進めてまいりました。

しかし、この防災無線施設整備工事に関しては、契約議案の上程の見送りを初めとして、数度の行政報告を経て、7月21日に契約議案が上程され、議会として、それを可決としたところではありますが、その後、契約締結からすでに5カ月が経過した本日に至ってもなお、請負業者が工事に着手できないという異常事態となっております。

そこで、周南市議会としては、議会みずから工事着手がおくれている理由は何か、事務の執行が適正に行われていたかなどを検証していく責務があるというふうに考えます。

こうした中、12月16日、議会運営委員会において、委員から、このことを検証していくため、地方自治法100条に基づく調査の提案があり、協議の結果、100条調査権を本会議の議決により、いつでも付与できる防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会を設置し、検証していくことを全会一致で決定したところであります。

なお、委員定数は11人、設置の期間は調査が終了するまでとし、閉会中も調査できるものとしております。

以上が提案理由の説明であります。よろしく御決定のほどお願いをいたします。

◆調査特別委員会委員名簿

防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会委員名簿（H22.12.24設置）

委員定数 11人

区 分	氏 名
委 員 長	古 谷 幸 男
副委員長	兼 重 元
委 員	形 岡 瑛
委 員	小 林 雄 二
委 員	坂 本 心 次
委 員	炭 村 信 義
委 員	田 村 勇 一
委 員	徳 原 尚 一
委 員	長 嶺 敏 昭
委 員	西 田 宏 三
委 員	吉 平 龍 司

◆100条調査権付与のための決議案（H23.1.17）

周南市防災行政無線施設整備の調査に関する決議案

1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

- (1) 周南市防災行政無線施設整備において、請負契約に係る事業の進捗が図られていないことに関する事項

## 2 調査権限の委任

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項、第5項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会に委任する。

## 3 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

## 4 調査経費

本調査に要する経費は、平成22年度においては、600万円以内とする。

以上、決議する。

平成23年1月17日

山口県 周南市議会

### ◆100条調査権付与のための決議案の提案説明（H23.1.17）

#### 委員会提出議案第1号 提案説明（会議録より抜粋）

○防災行政無線施設整備に関する調査特別委員長（古谷幸男議員） 委員会提出議案第1号、周南市防災行政無線施設整備の調査に関する決議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、現在設置している防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会に、地方自治法第100条等に基づく調査権限を付与しようとするものであります。

周南市議会では、昨年12月議会において、契約締結から5カ月を経過してもなお、請負業者が工事に着手できないという異常事態となっている防災行政無線施設整備工事について、市民の安心安全の確保の見地から、その原因を検証するため調査特別委員会を設置し、これまで、その調査を進めてきたところであります。

しかしながら、この調査の過程において、委員会へ参考人として出席・説明を要請した事業者から、出席辞退の表明があり、これにより、現在、調査

特別委員会が持つ権能のみでは、委員会の設置目的の達成が極めて困難となる事態に立ち至りました。

このため、当委員会に、地方自治法第100条等に基づく調査権限を付与し、もって一層の調査の進捗を図ろうとすることが、周南市議会の責務として、必要不可欠と考えるものであります。

1の調査事項については、「本議会は、地方自治法第100条の規定により、周南市防災行政無線施設整備において、請負契約に係る事業の進捗が図られていないことに関する事項」とし、2の調査権限の委任は、「本議会は、調査事項に掲げる調査を行うため、地方自治法第100条第1項、第5項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会に委任する」としております。

また、3の調査期限については、「調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる」とし、4の調査経費については、「平成22年度において600万円以内とする」としております。

なお、お手元に、参考資料として、調査権限に関連する地方自治法の抜粋並びに予算の算出根拠をお示ししております。御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

1月14日の調査特別委員会において、このことを全会一致で決定したことから、今臨時会に提案するものであります。市民が安心して暮らすことができるまちづくりのため、周南市議会として、速やかに調査、解明していく所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を終わります。

## ◆100条委員会の運営要領

防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会（100条調査）の  
委員会の運営要領（H23.1.21委員会決定）

### 1 調査事項

周南市防災行政無線施設整備において、請負契約に係る事業の進捗が図られていないことに関する事項

### 2 委員会に委任された権限

地方自治法第100条第1項、第5項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限（関係人の出頭及び証言、記録の提出等）

### 3 調査期限

調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

### 4 調査経費

平成22年度においては、600万円以内とする。

## 5 委員会の開催場所等

- (1) 委員会の開催場所 議場（証人尋問を行うとき）
  - ・証人尋問等の際の座席配置図（別添のとおり）
- (2) 証人の控室 議会応接室

## 6 委員会の基本的な運営

- (1) 委員会の会議は、公開とするが、必要に応じて秘密会とする。
- (2) 委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う。
- (3) 委員会の放送等
  - ・音声は議場外に放送しない。
  - ・映像は議場内及び議場外に放送しない。また、録画も行わない。

（参考）周南市議会委員会条例（抜粋）

第41条「委員会の会議は、公開する」

第56条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いなくて委員会に諮って決定する。

3 委員長は、第1項の議決があったときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外に退去させなければならない。

第57条 秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。

2 前項の特に秘密を要すると議決した部分については、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

## 7 委員会の開催スケジュール

2月末までの開催スケジュールは別添のとおりである。なお、緊急を要するときはこの限りでない。また、市民への開催の周知はホームページ等で知らせる。

## 8 記録の提出（100条第1項によるもの）

- (1) 記録の提出は、記録提出要求書により委員会で決定する。
- (2) 記録提出請求書の送付の方法は、書留とする。また、少なくとも提出期限の1週間前までには通知する。
- (3) 提出された記録の取り扱いは、提出者の意見を聴いた上で、委員会で協議する。

## 9 証人の出頭

- (1) 証人の出頭は、証人出頭要求書により委員会で決定する。
- (2) 証人出頭請求書の送付の方法は、書留とする。また、少なくとも証人喚問の日の1週間前までには通知する。
- (3) 周南市職員に対し証人の出頭請求をするときは、第100条第4項の承認願もあわせて行う。
- (4) 証人の補佐人（弁護士等）同伴の申し出がある場合は、証人は、同伴願を提出し、委員会の許可を得る。ただし、補佐人は、証人1人につき

1 人とする。

#### 10 証人の尋問

- (1) 委員会における証人尋問は、真実を述べてもらい、そのことによって有益な結論を得るための手段であるので、各委員は証人の人権の尊重及び環境に配慮し、人権を阻害するような言動は厳に慎むものとする。
- (2) 尋問の内容については、事前に委員会で協議する。
- (3) 証人が宣誓の際、議場に出席している全員が起立する。
- (4) 尋問は、委員長（主尋問者）がまず代表質問を行い、その後他の委員が補足の質問をすることができる。（補足の質問は、事前に委員会へ報告のこと）
- (5) 尋問の時間は、1回につきおおむね1時間とする。
- (6) 証人は、メモ等の資料に基づいて証言を行うことは原則できない。
- (7) 証人は、証人の補佐人に相談したいときは、委員長の許可を必要とする。その際の補佐人の助言は口頭による助言を原則とする。また、補佐人の席は、証人の後方の席とする。
- (8) 委員は、民事訴訟法の尋問に関する事項を了知する。

#### 11 弁護士について

- (1) 法律相談、証人尋問対策等の指導、告発状の作成及びその他資料作成指導について弁護士2人をお願いする。
- (2) 弁護士は、委員会への出席を認める。

#### 12 委員会における傍聴人の撮影及び録音について（証人尋問のとき）

- (1) 傍聴人（報道関係者等）の写真撮影等は、証人の入室前までは許可する。
- (2) 証人の入室から宣誓を求めるまでは、写真撮影等を許可するが尋問中は認めない。ただし、写真撮影等に関し、証人から申し出がある場合はこの限りではない。
- (3) 傍聴人が録音するときは、委員長の許可を得るものとする。

#### 13 その他

- (1) この運営要領に定めのないことについては、委員会で協議をする。

### ◆地方自治法第100条（抜粋）

**第100条** 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査

を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

- 2 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定があるものを除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。
- 3 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
- 4 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものである旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。
- 5 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。
- 6 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から二十日以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。
- 7 第二項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する。
- 8 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。
- 9 議会は、選挙人その他の関係人が、第三項又は第七項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。
- 10 議会が第一項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。
- 11 議会は、第一項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

### 3 調査事件

調査事項 周南市防災行政無線施設整備において、請負契約に係る事業の進捗が図られていないことに関する事項

#### 4 防災行政無線施設整備に関するこれまでの経緯

年月日等	内 容
平成 17 年度	・ 防災行政無線施設実施設計業務委託 (株)中国電通技研 199,500 円 指名競争入札)
平成 21 年度	・ 防災行政無線施設実施設計 (H17 設計見直し) 業務委託 (株)中国電通技研 987,000 円 随意契約)
H22. 3. 2	・ 第 1 回定例会本会議 施政方針、議案第 13 号平成 22 年度周南市一般会計予算 (提案説明)
H22. 3. 18	・ 第 1 回定例会予算決算委員会 議案第 13 号平成 22 年度周南市一般会計予算 (補足説明、質疑)
H22. 3. 19	・ 第 1 回定例会予算決算委員会 議案第 13 号平成 22 年度周南市一般会計予算 (討論、表決) 可決
H22. 3. 25	・ 第 1 回定例会本会議 議案第 13 号平成 22 年度周南市一般会計予算 (討論、表決) 可決
平成 22 年度 H22. 4. 26	・ 周南市防災行政無線施設整備工事 条件付一般競争入札公告
H22. 4. 30	・ 変更公告 (「経営事項審査総合評定値 1,200 点以上」の追加、「第 1 級陸上特殊無線技術士またはこれと同等以上の資格を有する」を「第 1 級陸上無線技術士の資格を有するもの」に変更)
H22. 5. 19	・ 入札中止
H22. 5. 24	・ 再公告
H22. 5. 31	・ 第 2 回定例会本会議 行政報告 (周南市防災行政無線施設整備工事に係る入札の中止について)
H22. 6. 4	・ 入札 (入札の結果、低入札価格のため落札決定保留)
H22. 6. 10	・ 契約審査会において日本無線(株)を落札者に決定
H22. 6. 14	・ 三菱電機(株)から市に異議申立書を提出 ・ 第 2 回定例会本会議 議案提出見送りの申し出 (議案の撤回)
H22. 6. 23	・ 第 2 回定例会本会議 行政報告 (契約議案の提案見送りについて) 会期延長 (H22. 7. 2 まで)
H22. 7. 2	・ 第 2 回定例会本会議 行政報告 (契約議案の提案見送りについて) 会期延長 (H22. 7. 21 まで)
H22. 7. 20	・ 第 2 回定例会本会議 行政報告 (契約議案の提案見送りについて)
H22. 7. 21	・ 第 2 回定例会本会議 議案第 76 号工事請負契約の締結について (周南市防災行政無線施設整備工事) (提案説明、質疑)
	・ 第 2 回定例会企画総務委員会 議案第 76 号工事請負契約の締結について (周南市防災行政無線施設整備工事) (補足説明、質疑、討論、表決) 可決
	・ 第 2 回定例会本会議 議案第 76 号工事請負契約の締結について (周南市防災行政無線施設整備工事) (討論、表決) 可決
H22. 7. 27	・ 工事請負契約締結
H22. 11. 29	・ 第 5 回臨時会本会議 行政報告 (周南市防災行政無線施設整備工事に関する経過について)

H22. 12. 20	・ 日本無線㈱から市へ通知文書（周南市防災行政無線施設整備工事について（合意解約の申し入れ））
H22. 12. 24	・ 第 6 回定例会本会議 行政報告（周南市防災行政無線施設整備工事に関する経過について）
	・ 第 6 回定例会本会議 防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会の設置議決
H22. 12. 28	・ 市から日本無線㈱へ回答文書（周南市防災行政無線施設整備工事について（合意解約の申し入れには同意できない旨））
H23. 1. 13	・ 市から日本無線㈱へ催告書（契約履行のお願い）
H23. 1. 17	・ 第 1 回臨時会 本会議 防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会の中間報告
	・ 第 1 回臨時会 本会議 調査特別委員会へ 100 条調査権付与議決
H23. 1. 27	・ 市から日本無線㈱へ解除通知書（周南市防災行政無線施設整備工事請負契約の解除通知書）
H23. 2. 10	・ 100 条委員会（証人喚問①）
H23. 2. 15	・ 100 条委員会（証人喚問②）
H23. 2. 25	・ 100 条委員会（証人喚問③）
H23. 3. 1	・ 第 2 回定例会本会議 議案第 5 号平成 22 年度周南市一般会計補正予算（第 10 号） （提案説明、質疑）
	議案第 24 号平成 23 年度周南市一般会計予算（提案説明）
H23. 3. 2	・ 第 2 回定例会本会議 議案第 24 号平成 23 年度周南市一般会計予算（質疑）
H23. 3. 4	・ 第 2 回定例会予算決算委員会 議案第 5 号平成 22 年度周南市一般会計補正予算（第 10 号）（補足説明、質疑、討論、表決） 修正可決（防災行政無線施設整備工事にかかる予算を削除）
H23. 3. 7	・ 第 2 回定例会本会議 議案第 5 号平成 22 年度周南市一般会計補正予算（第 10 号）（討論、表決） 修正可決（防災行政無線施設整備工事にかかる予算を削除）
H23. 3. 11	・ 100 条委員会（証人喚問④）
H23. 3. 17	・ 第 2 回定例会予算決算委員会 議案第 24 号平成 23 年度周南市一般会計予算（補足説明、質疑、討論、表決） 修正可決（防災行政無線施設整備にかかる予算を削除）
H23. 3. 24	・ 第 2 回定例会本会議 議案第 24 号平成 23 年度周南市一般会計予算（討論、表決） 修正可決（防災行政無線施設整備にかかる予算を削除）
	・ 100 条委員会（証人喚問⑤）
H23. 3. 30	・ 第 2 回定例会本会議 防災行政無線施設整備に関する 100 条委員会調査報告（提案説明、質疑、討論、表決）

## 5 委員会の開催状況

100条委員会としては、16回開催し、その中で5回の証人尋問を実施した。なお、平成22年12月24日に設置された防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会からの開催状況は次のとおりである。

日 程	会議名	協議内容・決定事項
H22.12.24	平成22年第6回定例会	委員会提出議案第6号「防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会の設置について」 全会一致で可決
H22.12.24	調査特別委員会	正副委員長の互選
H22.12.24	調査特別委員会	今後の進め方
H23.1.6	調査特別委員会	資料提出の確認、今後の進め方
H23.1.14	調査特別委員会	資料提出の確認、執行部に対して調査、「周南市防災行政無線施設整備の調査に関する決議案」（100条調査権付与）を全会一致で委員会提出議案とすることで決定
H23.1.17	調査特別委員会	決議案の訂正
H23.1.17	平成23年第1回臨時会	調査特別委員会の中間報告、委員会提出議案第1号「周南市防災行政無線施設整備の調査に関する決議案」（100条調査権付与）賛成多数で可決
H23.1.21	100条委員会	資料提出の確認、委員会の運営要領、記録提出の要求、委員派遣等
H23.1.28	100条委員会	資料提出の確認、証人出頭の要求、委員派遣等
H23.2.4	100条委員会(※)	証人の出頭要求、記録の提出要求、尋問内容協議等
H23.2.10	100条委員会	証人尋問①
H23.2.15	100条委員会(※)	証人尋問②、記録の提出要求、証人の出頭要求等
H23.2.18	100条委員会(※)	炭村信義委員の発言、尋問内容等
H23.2.25	100条委員会(※)	証人尋問③、今後の進め方
H23.3.2	100条委員会(※)	証人の出頭要求、委員派遣等
H23.3.7	100条委員会	長谷川和美議員の討論の内容
H23.3.8	100条委員会(※)	尋問内容等
H23.3.9	100条委員会(※)	証人出頭の件等

H23. 3. 11	100 条委員会	証人尋問④、市長の発言等
H23. 3. 16	100 条委員会(※)	証人の出頭要求等
H23. 3. 22	(議員研修会)	「災害時情報収集・伝達のための通信技術」 独立行政法人情報通信研究機構 防災・減災基盤技術グループ 滝澤 修氏
H23. 3. 22	100 条委員会	調査報告書等
H23. 3. 24	100 条委員会	証人尋問⑤
H23. 3. 29	100 条委員会	調査報告書等
H23. 3. 30	平成 23 年 第 2 回定例会	防災行政無線施設整備に関する調査報告について

・H23. 1. 17 までの調査特別委員会の開催状況及び H23. 3. 22 の議員研修会(会派合同研修会(議員全員参加))の開催については、参考までに記載した。

・※印は一部秘密会で開催した。証人の選定経緯、尋問事項の詳細等の秘密事項については、H23. 3. 24 の 100 条委員会、証人尋問後すべて解除した。

## 6 証人、説明員の出席等

### (1)出頭を求めた証人

地方自治法第 100 条第 1 項による出頭請求した証人は、次表のとおり延べ 13 人で、このうち 10 人が尋問に応じた。延べ 13 人とは吉野氏に 3 回、福山氏に 2 回、島津氏に 2 回請求したものである。

NO	日 時	証 人	証言を求める事項	備 考
1	H23. 2. 10 13 時	日本無線(株) 中国支店長 福山善文様	・請負業者として、契約締結後、工事の進捗が図られていないことについて	
2	H23. 2. 10 15 時	三菱電機(株) 中国支社 社会システム第一課長 徳永祐一様	・周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続確認について	
3	H23. 2. 10 16 時	(株)中国電通技研 代表取締役 吉野 悟様	・実施設計の受託業者として、周南市防災行政無線施設整備工事に関し、工事の進捗が図られていないことについて	不出頭 通知(診断書)
4	H23. 2. 15 13 時	中国総合通信局 無線通信部陸上課 電波検査官 原 俊之様	・周南市防災行政無線施設整備に関する指摘事項等について	
5	H23. 2. 15 14 時	都市建設部長 吉木洋二様	・工事主管課として、契約締結後、工事の進捗が図られていないことについて	

6	H23. 2. 15 15 時	防災危機管理課長 山本英俊様	・ 契約主管課として、契約締結後、工事の進捗が図られていないことについて	
7	H23. 2. 15 16 時	消防本部 警防課指令室長 大西一正様	・ 周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続について	
8	H23. 2. 25 13 時	河川港湾課 課長補佐 宇佐川政信様	・ 既設機器（消防無線）製作者の承諾について ・ (株)中国電通技研との協議について ・ 既設機器（消防無線）の立ち入り調査について	
9	H23. 2. 25 14 時	日本無線(株) 中国支店長 福山善文様	・ 設置計画書（案）について ・ 三菱電機(株)との協議について ・ 回線断への対応（案1、バックアップ等）について ・ 既設機器（消防無線）の立ち入り調査について	
10	H23. 2. 25 15 時 30 分	(株)中国電通技研 代表取締役 吉野 悟様	・ 実施設計の受託業者として、周南市防災行政無線施設整備工事に関し、工事の進捗が図られていないことについて	不出頭 通知（診断書）
11	H23. 3. 11 13 時	周南市長 島津幸男様	・ 本会議における市長の発言について ・ 関係事業者及び市担当職員との協議について	宣誓拒 否（正副 委員長 への疑 義）尋 問中 止
12	H23. 3. 11 15 時	(株)中国電通技研 代表取締役 吉野 悟様	・ 設計図書について ・ 周南市、中国総合通信局及び関係事業者との協議について	
13	H23. 3. 24 16 時	周南市長 島津幸男様	・ 製作者の承諾について ・ 消防無線の回線停止問題及び無線機器納入の納期について ・ 中国総合通信局からの指示事項について ・ 本会議における市長の発言について	

## (2)出席を求めた説明員

1月17日（100条調査権付与）以降、周南市議会委員会条例第23条による説明員として出席を求めたのは、次表のとおりである。ただし、平成23年2月4日は、出席要求に対して執行部は文書で出席拒否した。

NO	日時	説明員	調査内容	備考
1	H23. 1. 21 9 時 30 分	・ 防災危機管理課 ・ 河川港湾課 ・ 消防本部 各担当職員	・ 防災行政無線施設整備に関する調査（資料の説明、質疑）	

2	H23. 1. 28 9 時 30 分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災危機管理課</li> <li>・ 河川港湾課</li> <li>・ 消防本部</li> <li>各担当職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線施設整備に関する調査（資料の説明、質疑）</li> </ul>	
3	H23. 2. 4 14 時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災危機管理課</li> <li>・ 河川港湾課</li> <li>・ 消防本部</li> <li>各担当職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災行政無線施設整備に関する調査</li> <li>(1)設置計画書の位置づけ</li> <li>(2)12 月 22 日の調査委託の事実確認</li> <li>(3)契約書の特記仕様書の確認（製作者の承諾）</li> <li>(4)平成 28 年の消防無線のデジタル化について</li> </ul>	執行部 出席拒否

## 7 記録、資料の提出

### (1)記録の提出(地方自治法第100条第1項)

地方自治法第100条第1項による記録の提出請求は次表のとおり3件である。

NO	請求年月日	請求先	記録内容	備考
1	H23. 1. 21 (提出年月日 H23. 1. 25)	(株)中国電通技研 代表取締役 吉野 悟様	周南市と日本無線株式会社による防災行政無線施設整備工事請負契約締結後の以下の記録 (1)周南市との協議記録 (2)日本無線株式会社との協議記録	
2	H23. 1. 21 (提出年月日 H23. 1. 31)	日本無線(株) 中国支店長 福山善文様	周南市と日本無線株式会社による防災行政無線施設整備工事請負契約締結後の以下の記録 (1)周南市との往還文書、協議等の記録（関連資料を含む） (2)株式会社中国電通技研との往還文書、協議等の記録（関連資料を含む） (3)三菱電機株式会社との往還文書、協議等の記録（関連資料を含む）	一部 CDで 提出
3	H23. 2. 4 (提出年月日 H23. 2. 14)	三菱電機(株) 中国支社 支社長 安田 健様	周南市と日本無線株式会社による防災行政無線施設整備工事請負契約締結(本契約平成 22 年 7 月 27 日)後の以下の記録 (1)周南市との往還文書、協議等の記録（関連資料を含む） (2)株式会社中国電通技研との往還文書、協議等の記録（関連資料を含む） (3)日本無線株式会社との往還文書、協議等の記録（関連資料を含む）	

## (2)資料の提出

資料の提出件数は、次表のとおり10件である。そのうち周南市議会委員会条例第25条による資料の提出要求が4件、議会事務局で作成したものが2件、市が自主的に提出したものが4件である。

NO	提出年月日	提出者	内容	備考
1	H23. 1. 6	市	行政報告（12/24）以降の関係資料一件 資料1周南市防災行政無線施設整備工事について（通知） 資料2 " （回答） 資料3 " （回答）	防災危機管理課、河川港湾課
2	H23. 1. 6	議会事務局	防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会参考資料（議案、議場配付資料等）	議会事務局作成
3	H23. 1. 14	議会事務局	防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会参考資料（会議録）	議会事務局作成
4	H23. 1. 14	市	(1)平成17年度の防災行政無線に係る調査委託、平成21年度の同じ業者による調査委託の発注に係る資料 (2)防災行政無線に関して、平成17年度以降、議員等からの問い合わせの記録 (3)契約締結後のすべての公文書、協議等の記録	防災危機管理課、河川港湾課
5	H23. 1. 21	市	(1)調査特別委員会への提出資料（消防本部提出） (2)防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会 関係資料一件 （防災危機管理課、河川港湾課提出）	
6	H23. 1. 28	市	(1)防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会 関係資料一件 （防災危機管理課、河川港湾課提出）	
7	H23. 1. 28	市	(1)公正取引委員会及び警察へ通知した内容（平成22年5月19日）及びその後の経過（調査の有無、内容等）（契約管理課） (2)工事請負仮契約書（写し） (3)職員メモ（平成22年12月15日、防災行政無線に関する日本無線㈱との協議）	(1)H23. 1. 21 委員会資料要求 (2)(3)は当日、 委員会資料要求
8	H23. 2. 14	市	朝日新聞の掲載記事についての中国総合通信局と防災危機管理課長のやりとり（平成22年11月26日付け）の自筆のメモ （※「メモは破棄した」と市回答）	H23. 2. 4 委員会 資料要求

9	H23. 2. 23	市	平成 22 年 1 月 22 日に行われた防災行政無線施設整備工事に関する調査を依頼した株式会社中国電通技研との契約に係る資料（平成 23 年 1 月 25 日付けの株式会社中国電通技研からの上申書による） （※「契約に係る資料なし」と市回答）	H23. 2. 15 委員会 資料要求
10	H23. 3. 11	日本無線(株) 中国支店支 店長 福山 善文様	日本無線株式会社から提出された記録の「周南市防災行政無線施設整備工事に関する時系列まとめ」に記載がある平成 22 年 6 月 22 日、23 日における周南市との協議等の記録	H23. 3. 8 委員会 資料要求

## 8 委員派遣

（委員会条例第 35 条の規定による委員派遣）

委員名	派遣期間	場所	目的	備考
委員長 古谷幸男 副委員長 兼重元	H23. 1. 26 H23. 2. 7 H23. 2. 14 H23. 2. 23 H23. 3. 6	岡山市	法律相談及び証人 尋問対策等の打ち 合わせ	

## 9 調査の内容と結果

### (1)事実関係

#### ①本契約まで

1. 周南市は、平成 17 年に、周南市一円に対し常時の広報活動ならびに災害・緊急事態の発生時に効率的に役立たせることを目的として、両地域の周波数の統合及び本庁からの一斉放送設備の設置について、また、市内全域に同報系防災行政無線の整備を行うため、㈱中国電通技研と周南市防災行政無線施設実施設計業務委託契約を締結した。
2. 平成 21 年に、平成 17 年度に完了した委託設計に関して、現在の状況を鑑み沿岸地域の屋外拡声支局の設置位置を重点的に、仕様及び図面、計算書等をすべて再検討することを目的として、㈱中国電通技研との間で、周南市防災行政無線施設実施設計業務委託契約(平成 17 年度設計見直し)を締結することとし、平成 21 年 2 月 26 日、本会議に、議案第 49 号平成 21 年度周南市一般会計予算(防災行政無線整備事業/調査委託料)を上程し可決された。業務委託仕様書には、業務内容、③実施設計、エ無線局設置計画書(案)(中国総合通信局提出)として「中国総合通信局の免許方針に従い、設置計画書(案)を作成し、提出すること。」と記載されている。
3. 平成 22 年 4 月 1 日、周南市契約担当課である防災危機管理課とコンサルである中国電通技研は、中国総合通信局と第 1 回協議を行い、中国総合通信局から、徳山・新南陽地域のみ計画となっているため、周南市全体の将来構想(デジタル化)について検討するようとの指示を受け、改めて防災行政無線に係る資料を持参して協議することとなった(平成 22 年 4 月 2 日付「中国総合通信局との協議(報告)について」参照)。同月 16 日、防災危機管理課と中国電通技研は、中国総合通信局と第 2 回協議を行い、コンサルである中国電通技研が作成した設置計画書案を提出し、中国総合通信局から、下記のような指示事項があった(平成 22 年 4 月 19 日付協議事項報告書参照)。
  - ・アナログの新開設は認めていない。いずれは出口も閉めるとの見解。
  - ・将来構想である鹿野・熊毛を網羅した構想を示してほしい。  
今回の工事部分だけだと徳山・新南陽エリアに必要な出力及び周波数の選定となる。よって、鹿野・熊毛まで電波が届くための根拠(10W)を示していただきたい。(条件の悪い場所を選定し机上計算でいいので出力を出す必要がある)本日提出の設置計画書である程度の周波数の絞込みをしておきたい。
4. 同月 26 日、周南市防災行政無線施設整備工事に条件付一般競争入札の公告を行った。

同月 27 日、設計図書の閲覧及び販売開始した。

同月 30 日、周南市は、公告・入札参加資格及び特記仕様書を変更し、日本無線に変更公告及び特記仕様書の変更点の連絡をした。変更後の公告・入札参加資格は、「電気通信工事において、経営事項審査を受審し、その総合評定値が 1,200 点以上であること。」を追加し、さらに「第 1 級陸上特殊無線技術士またはこれと同等以上の資格を有する」を「第 1 級陸上無線技術士の資格を有する者」としたこと、特記仕様書の変更点は、「地元業者で施工可能な工事、受託可能な業務については、公告日前に 3 カ月以上の雇用関係のある第 1 級陸上無線技術士を有する地元業者を活用すること」としたことである。

5. 同年 5 月 19 日、周南市は入札を取りやめ、同月 24 日、本件工事の再公告を行い、同月 25 日、設計図書の閲覧及び販売を開始、設計図書にある工事内容質問書受付を開始した。

同年 6 月 4 日、周南市は入札を行ったが、入札の結果、低入札価格のための、落札決定を保留し、同日及び同月 8 日に、低入札価格調査を行った上で、同月 10 日、日本無線(株)を落札者に決定し、同社との間で、本件工事の仮契約を締結した。同日、日本無線(株)は、周南市に対し、現在使用している消防無線、消防業務に支障をきたさないように、万全の安全性を配慮する事を約束する「確約書」及び本件工事の施工にあたり、工期を遵守し設計図書のとおり責任を持って完了する旨の「誓約書」を提出した。

6. 同月 14 日、三菱電機から周南市に対し、異議申立書が提出されたため、周南市は、本会議における議案第 71 号工事請負契約の締結について(周南市防災行政無線施設整備工事)の提出を見送った。周南市は、同月 15 日に、異議申立書に係るヒアリングを、日本無線と三菱電機に対して実施するとともに、同月 21 日には、日本無線に対して、2 回目のヒアリングを実施した。

同月 25 日、周南市長及び周南市執行部は、日本無線に対し、低入札調査のヒアリングを行った。

7. 同年 7 月 21 日、周南市長は、本会議に議案第 76 号工事請負契約の締結について(周南市防災行政無線施設整備工事)を上程し、賛成多数で可決した。

同月 23 日、周南市は、日本無線に対し、「工事請負契約の締結について(通知)」を送付し、平成 22 年 7 月 27 日をもって本契約として、着手期日を平成 22 年 7 月 28 日とする、周南市防災行政無線施設整備工事特記仕様書に記載されている「製作者の承諾」は、本契約の確実な履行を確保し、工事を計画的に進めるため、8 月末までの取得に努めること、周南市の承認を得ない仕様変更やこれに伴う契約金額の変更は認めな

いこと等を通知した。なお、特記仕様書 1-19 には「本施設設備は既設の消防設備無線網（消防多重無線装置：三菱製）を増改築し施工するもので、無線設備・局舎・電力等は総て運用中である。このため、ハードウェア・ソフトウェアインターフェイス等に関し、万全な方策により既存設備及び運用に支障が無い様、運用管理部署への所定の手続・承諾を受け、工事の施工を行うこと。」と、3-8 には「インタフェースコンバータ（※） 多重端局装置（※） 既存多重端局装置増設（※） 網同期装置（※） （※）この機器は既設機器製作者のものと同様以上であり、製作者の承諾を得たものであること。」と記載されていた。

7月27日、防災行政無線施設整備工事本契約が発効した。

## ②本契約後契約解除まで

1. 平成22年8月6日開催「周南市防災行政無線施設整備工事消防に関わる部分の打合せ（第1回）」において、周南市から、既存機器との接続についての技術的な承諾を8月末を目途に決定したいと話しがあり、消防本部より、工事時、運用上支障がないようにしてほしいと要請があった。同日、日本無線より、周南市消防本部既設多重端局装置向け接続インタフェース、周南市役所新設多重端局装置向け接続インタフェース（音声（4W+SS/SR）、V.24（同期 19.2Kbps））及び接続方法などについて説明がされた（「接続インタフェースについて」）。
2. 同年8月10日、三菱電機は周南市消防本部に対して、接続インタフェースの詳細仕様を求め（「8月6日 打合せについての宿題事項」）、同年8月19日付文書にて、日本無線は周南市消防本部等に対して、周南市消防本部既設多重端局装置向け接続インタフェース、周南市役所新設多重端局装置向け接続インタフェース、大ヶ原中継所既設多重端局装置向け接続インタフェース、千石岳中継所既設多重端局装置向け接続インタフェースの詳細を回答し、三菱電機対応範囲（案）を記載するとともに、「②網同期装置の増設により現在運用中の通信インタフェースに対して影響が出るか（同期の再引き込みが発生し、端末インタフェースに影響する可能性があるか） 上記の可能性に関しましてご確認をお願い致します。」とシステムダウン時のバックアップ体制について確認した（「接続インタフェース詳細について」）。
3. 同月27日、周南市消防本部は日本無線に対して、「指令システムを含め運用開始より運用停止は考えておりません。」「バックアップにつきましては、設計図 E-06 をご覧ください。」と回答した（「回答及び質疑について」）。設計図 E-06 には左下に「1. 通信回路既設通信機器（特に多重部）の増改修を行うのでその間のバックアップとして本部←→大ヶ原中継所間の情報通信を有線（NTT専用回線5回線）にてバックアップ

する。有線用 2W 中継器（大ヶ原）AC 方式、有線用 2W 卓上マイク（本部）AC 方式以上 5 セットを設置する（仮設期間 30 日を目途とする） 2. 既設多重機器増改修中は既設と同等以上の可搬式の多重回線網を並列に仮設する事」と記載されていた（「周南市消防本部庁舎 機器配置配線図」）。

4. 同年 8 月 27 日、日本無線は三菱電機に対して、前記 8 月 19 日付文書と同内容の文書を送り、接続インタフェースの詳細（音声（4W+SS/SR）及びデータ（V.24 同期 19.2kbps））等について検討を依頼した（「接続インタフェース詳細について」）。

同年 8 月 30 日、三菱電機は日本無線に対して、音声（4W+SS/SR）は対応可能であること、データ（V.24 同期 19.2kbps）のうち論理的インタフェース、電氣的インタフェース、通信速度、DCE/DTE は対応可能であるが、使用信号線はさらにデータの開示を受けて確認のうえ回答、フロー制御は対応不可と回答した（「接続インタフェース詳細について」）。

同日、日本無線は三菱電機に対して、「端局装置と網同期装置を接続し、端局装置の従属方路を網同期装置に切替えた時、網全体のクロックが再引き込みされ全システムが停止する可能性が存在すると考えています。クロック再引き込みで回線が切断される時間はどの程度でしょうか。」と網同期装置接続時の影響及びその他の事項について照会した（「仕様確認」）。

同日開催「周南市防災行政無線施設設置工事周南市消防本部既設多重端局装置との接続技術打合せ」において、日本無線から三菱電機に対応依頼予定範囲が確認され、インタフェースの接続確認に関し未了となっている前記 2 点について、使用信号線は日本無線より組み合わせパターンを三菱電機に連絡する、フロー制御は多重端局装置側で対応していないため、日本無線側で考慮し防災無線設備の装置製作を行うことで対応する、多重端局装置側のイリーガル動作に関しては、日本無線より動作条件を提示し、三菱電機より回答をもらうこととした（議事録）。

同年 9 月 2 日、日本無線は三菱電機に対してイリーガル状態時の動作について検討条件を提示した（「イリーガル状態発生時の動作について」）。

5. 同月 3 日、三菱電機から日本無線に対して、「現時点で未確定事項があります。引き続き誠意を持って協議を進めて参りますので、未確定事項の早期解決にご協力いただきますようお願いいたします。」と回答があり（「技術検討等について」）、日本無線は周南市に対して同年 8 月末までに「製作者の承諾」を得ることができなかった。

同日、三菱電機は日本無線に対して、端末側インタフェースカードは

活栓挿抜可能、作業中の電源停止、作業後の再起動は不要、既設回線は瞬断されない、網同期装置接続等については異なることも考えられると回答した（「仕様確認について」）。

6. 同年 9 月 7 日、三菱電機は日本無線に対して、日本無線提示の V24 制御信号パターンは既設多重端局装置に対応していないと回答し（「仕様確認について」）、同月 8 日、9 日、日本無線から修正した制御信号パターンが示された（「制御信号動作について」「信号内容及び動作について」）。

同年 9 月 10 日、三菱電機は日本無線に対して、上記修正以前に日本無線から提示された V24 制御信号パターンは当該装置に対応していない信号パターンであるなど技術上の懸案事項が解決できていないこと、部材の納入がかなり逼迫しており機器製作納期が確保できない恐れもあることを理由として、接続確認済みとの文書や下請け契約を確約するような文書の提出はいたしかねると回答した（「技術検討等について」）。

7. 同年 9 月 10 日開催「周南市防災行政無線施設整備工事に伴う中国総合通信局との協議」において、中国総合通信局から以下のとおりの指示事項等があった（「協議事項報告書」）。

- ・平成 22 年 4 月に周南市から提出された設置計画書において親局を 10W にした根拠がない。
- ・周南市の場合は、周波数を割り当てるのに、これから周波数検討、電波干渉送信電力などの検討・協議を重ねていく必要があり、説明資料の作成から免許申請書の提出までタイトスケジュールになる。現時点で平成 23 年 3 月に無線局免許状を交付することは約束できない。
- ・鹿野、熊毛地域の将来計画も考慮し検討すること。
- ・周南消防、大ヶ原中継、千石岳中継は消防設備と設備共用になり新設局として「防災行政用」の申請をすること。（\*免許人：周南市）
- ・消防デジタルにともない、周南市消防の回線容量が不足になり機器更新（増設）等が発生した場合に市防災の運用に影響がないか、検討を要す。
- ・技術計算（電波干渉）ができる資料があれば提出願いたい。（周波数間隔・緒元・空中線電力・空中線高・位置）

なお、同年 4 月 16 日開催「周南市防災行政無線施設整備工事に伴う中国総合通信局との協議」（「協議事項報告書」）でも、上記のうち幾つかの事項について指示がされていた。

8. 同年 9 月 17 日、三菱電機は日本無線に対して、多重端局装置 V24 インタフェース信号内容及び動作について、端局装置間の伝送内容のうち RS/CS、ER/DR 処理が明確に記載されていないため図の追記を求めたが、入出力可能な信号であることを確認した。三菱電機は同文書で、新設す

る端末相互間の接続を含むシステム全体の動作について確認が完了しておらず、大至急、調査、確認が必要と考えますと見解を述べた。同日、日本無線は三菱電機に対して図を追記して提出した（「信号内容及び動作について」）。

9. 同年9月21日、周南市は日本無線に対して、9月末までに「接続の協議状況とその内容」及び「工事の施工計画」について文書にて報告を求めた（「状況報告について（依頼）」）。

同年9月22日、三菱電機は日本無線に対して、「貴社から御提示頂いた確認項目は、貴社の機器に関する項目のみであり、防災行政無線システム全体として確認を要する項目のごく一部に過ぎず、弊社が考える下表の確認項目全体を網羅した確認作業には未だ着手できていないものと考えております。」と現状報告した。三菱電機の確認項目は1～11までであり、「4 消防本部設備（JRC殿同報操作卓～弊社多重端局装置）インタフェースの机上確認 未、4-1 4W物理インタフェースの机上確認 済み、4-2 V24物理インタフェースの机上確認 済み、4-3 V24論理インタフェースの机上確認 協議中、4-4 イリーガル動作確認未」、その他の項目は「未」とされていた（「インタフェース確認他の現状報告」）。

同年9月28日、三菱電機は日本無線に対して、「9月22日付け「周南市防災行政無線施設整備工事インタフェース確認他の現状報告」のとおり、少なくとも確認項目の1～9項までの確認無しに、『接続確認完了』とはならないと考えており、4-3項の確認のみの状態で、弊社として『確認完了』は出来かねます。」と回答した（「回答並びに要望」）。

10. 同年9月29日、周南市と日本無線との間で、「9月10日に中国総合通信局より指示のあった下記項目についての検討 ①親局を10Wにした根拠 ②周波数の割り当て、電波干渉、送信電力の検討 ③鹿野、熊毛地域の将来計画を考慮した検討」及び「多重端局装置の改造に関する技術提案について」が協議された。中国総合通信局から指示のあった事項につき、日本無線は周南市に対して「机上シミュレーションにおいて大ヶ原中継所及び千石岳中継所から10Wの出力でデジタル波を送信した場合、九州及び四国までデジタル波が届くため、中国総合通信局の許可を得ることは難しい。0.5Wの出力においても一部、中国・四国に掛かる。また熊毛・鹿野地区においては受信できない地域が出てくる。中継所および再送信子局が近接しているため各々に違ったチャンネルが必要になる。以上のことを踏まえ、中継所および再送信子局の位置・数を再検討する必要があると思われる。」と回答した。多重端局装置の改造に関する技術提案について、日本無線は周南市に対して「消防本部における、多重端局装置の改造について、中継所への接続部分と親局への接続部分

を分けることによって消防無線の断線時間を短縮出来る。また、網同期装置、LANスイッチ、メディアコンバータなどの供用が可能になり、コストダウンにつながる。発注の仕様のままでは消防無線の断線は数時間になる恐れがでる。」と回答し、[ご提案構成]として、消防本部～大ヶ原・千石岳中継所の回線、周南市市役所～消防本部の回線を分離し、既設三菱電機の多重端局装置を改造して市役所と消防本部を結ぶ所を、新たに多重端局装置を製作し機能を分ける構成を提案した（「協議事項報告書」）。

11. 同年10月1日、周南市は日本無線に対して、10月8日までに三菱電機の多重無線装置との接続に係る確認書を提出するよう依頼した（「確認書の提出について（依頼）」）。

同年10月8日、三菱電機は日本無線に対して、前記技術上の確認事項について回答がないため、確認完了書の提出はできないと回答した（「技術検討等について」）。

同日、日本無線は周南市に対して、上記確認書を提出できなかったこと、その理由として「三菱電機の見解によりますと、『防災行政無線システム全体の動作確認』、例えば『消防本部既設端末メーカーに対する周知と同意並びに工事实績に向けた検討と立会確認・施工に関する事項等』通常であれば契約後に行う作業が確認条件となっております。したがって三菱電機から『確認書』を頂くことはできませんでした。」と回答した（「ご報告」）。

12. 同年10月13日、周南市と日本無線の間で「周南市防災行政無線施設整備工事に係る協議」が行われ、周南市より「2.まず『当初設計仕様に基づいた接続の確認書』をもらうことが筋であり、この確認書を得た後に技術提案（変更案）を協議すべきと判断している。」と回答がされた（「協議復命」）。

同年10月14日、三菱電機は日本無線に対して、多重端局装置イリーガル状態発生時の端末インタフェース動作について回答した（「仕様確認について」）。

13. 同年10月19日、周南市は三菱電機に対して、10月26日までに、市作成書式「周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続確認について」を提出するよう依頼し（「工事に係る照会について」）、三菱電機は案1（前記「ご提案構成」）について接続確認済みとする文書を作成し（10月26日付「接続確認について」）、同月28日、日本無線は周南市に対して、同書面を添付して「三菱電機株式会社製の既設多重無線施設を改造し、弊社同報無線との接続をすることについて、接続確認が終了しました」と報告した（「接続確認について（報告）」）。

14. 同年 10 月 29 日開催「周南市防災行政無線施設整備工事に伴う(株)中国電通技研との協議」において、周南市より中国電通技研に対して「平成 22 年 4 月 16 日に中国総合通信局で協議・指摘されたことについて、(株)中国電通技研さんからは直ちに対応するという回答をもらっていますが、その後進展していないようですが」と指摘があり、質疑の後、「1. 中国総合通信局からの問題点・課題は遅くなっているが、(株)中国電通技研としても対応を行う。2. 中国総合通信局からの問題点・課題を、改めて(株)中国電通技研が整理して、対応方法・JRCとの役割分担・スケジュールなどについて資料を作成し協議を行う。3. 来週月曜日(11月1日)に、(株)中国電通技研が上記資料を提出し協議を行う。」こととなった(「協議事項報告書」)。
15. 同年 11 月 1 日、日本無線は三菱電機に対して、案 1 で接続確認を依頼していたが周南市より前提条件として特記仕様書での接続確認が必要と指示があったため、案 1 について特記仕様書記載「製作者の承諾」を求めた(「お願いとご質問」)。
- 同日、日本無線と三菱電機の打合せにおいて、三菱電機は、「承諾」の定義・条件が不明な状況では承諾書提出はできない、10/26 に提出した「接続確認書」と同様の内容となると見解を述べた(「打合議事録」)。
16. 同年 11 月 1 日開催「防災行政無線施設整備協議(日本無線)」において、日本無線より周南市に対して「無線局許可取得のための設置計画書について、総合通信局から特記仕様書の内容について指摘を受けており、システム見直しの必要性もある」「特に、親局の出力 10W の根拠や鹿野、熊毛の将来計画、電波干渉の技術的資料など、無線免許に必要な最低限度の資料について要望したい。」「鹿野についての資料はあるが、熊毛の無線システムについての資料がないので、提供して欲しい。」「消防からの質問(デジタル化)に答えるためにも、消防の既存機器の調査を行わせて頂きたい。」などの要望が出された。
- 同日付けで、日本無線から周南市に対して、9 月 10 日中国総合通信局から指摘を受けた事項、①親局(中継局)を 10W にした根拠、②鹿野、熊毛地域の将来計画、③消防無線デジタル化時の多重回線の回線容量、④技術検討(電波干渉)ができる資料(周波数間隔・諸元・空中線電力・空中線高・空中線位置)、⑤今回工事での熊毛、鹿野の周波数必要性の有無について、当初設計における問題であり請負業者として回答するには無理があるとして質問がされた(「無線局免許取得に関する問題点について(質問)」)。
17. 同年 11 月 2 日開催「周南市防災行政無線施設整備工事に伴う(株)中国電通技研との協議」において、「(株)中国電通技研が作成した、別添資料により説明を受けるが、主観的表現が多く意図が不明であるので、資料

の再作成を行うこと。」と要旨の記載があり、11月4日までに再度作成し、11月5日より再協議することとなった（「協議事項報告書」）。

同日、日本無線・市長協議が行われ、インタフェースの接続確認について、システム全体として繋がる必要がある、納期について延長は認められないと市長から発言があり、案1（前記技術提案）の施工提案について11月4日に協議することとなった（「日本無線・市長協議（概要）」）。

18. 同年11月4日開催「日本無線㈱との協議」において、日本無線より案1の説明があったが、内容的に設計変更・仕様変更となる可能性があることが判明したとして、説明途中で、現段階で提案を受ける状況ではなく、現設計どおり履行するよう周南市から日本無線に伝えた（「協議概要」）。

同年11月5日、日本無線から周南市に対して案1が説明された。案1は、消防本部～大ヶ原・千石岳中継所の回線、周南市市役所～消防本部の回線を分離し、既設三菱電機の多重端局装置を改造して市役所と消防本部を結ぶ所を、新たに多重端局装置を製作し、機能を分ける構成を提案するものであり、メリットとして、コスト削減、案1とした場合三菱電機から3月末納期に向けて進められる意向であることなどがあげられた。中国電通技研からは仕様変更であると意見が述べられたが、日本無線と中国電通技研の見解が異なりかつ客観的データもないことから中国電通技研において再検討することとなった（「協議事項報告書」）。

19. 同年11月9日、三菱電機は日本無線に対して回答書を提出し、「案1にて弊社担当範囲と指示された以下の機器は、既設機器製作者のものと同様であることを承諾いたします。・既存多重端局装置増設 ・網同期装置」「案1にて弊社担当範囲と指示された部分については、技術的な問題はありません。なお、弊社では案1の構成全体に関わる問題の有無についての判断はいたしかねます。」「網同期装置を接続する場合について回答いたします。①周南市消防本部に網同期装置を新設することに伴う同期再引き込みにより、既設多重端局装置の各回線が最大で約20分間停止します。②網同期装置の新設場所を周南市消防本部から大ヶ原中継所に変更した場合、回線断時間は1分以内に短縮することが可能です。ただし、設置スペースの確保が前提となります。」と回答した（「承諾のお願いとご質問へのご回答」）。翌10日、日本無線は周南市に対して上記回答書を提出した（「三菱電機からのご報告」）。

同日、三菱電機は日本無線に対して、10月26日に周南市より「特記仕様書に基づく接続確認が先決であり、設計変更を議論する段階ではない」と指示を受けたため、三菱電機において特記仕様書記載機器構成での工事実施検討を行い、技術的に実現できることを確認したと報告し

(「特記仕様書構成に対する検討書」)、同日付で三菱電機は日本無線に対して特記仕様書での工事見積書を提出し、標準納期は仕様決定後6カ月と記載した(「見積書」)。

20. 同月11月10日開催「防災行政無線施設整備協議(日本無線)」において、日本無線は、11月9日付三菱電機からの回答内容、案1により網同期を設置しなくても同期は取れると考えており回線断も発生しないこと、製品製造を待たしており納期の期限は限界に来ていることを報告し、周南市は、中国電通技研に案1が特記仕様のどの部分に該当するのか文書で求めているため、文書提出後協議すると回答した。
21. 同年11月11日開催「防災行政無線施設整備(電通技研)協議」において、周南市が中国電通技研に案1が仕様変更にあたるか技術的説明を求めたことに対して、中国電通技研からは明確な説明がなされず明日昼までに資料をつくることとなった(「防災行政無線施設整備(電通技研)協議報告」)。
22. 同年11月19日、周南市長は日本無線に対して、当初設計、工期について文書回答を依頼した(「整備工事について(依頼)」)。

11月24日、日本無線は周南市に対して、当初設計に関し、①「製作者の承諾を得ること」の解釈を巡り、周南市、三菱電機、日本無線それぞれの認識の違いから長期に亘る協議を要することとなったこと、この点について、周南市が指示された「接続確認」については完了したと理解していること、②特記仕様書どおりの施工では網同期装置新設に伴う同期再引き込みのため、消防本部の回線を含む既設多重端局装置の各回線を相当時間停止することになること、この点について、回線停止に伴う運用への影響を回避するには案1が適切と考えていること、③周南市とコンサルタント間で決定すべき事項につき、中国総合通信局から検討・協議が必要と指摘を受けていること、この点については、周南市で設置計画書(案)を見直す必要があることをそれぞれ回答し、工期について、上記当初設計に伴う問題点が同年12月上旬までに解決することを前提に、契約上の工期である平成24年3月末までの完工を予定していること、仮に設置計画書(案)等を見直す場合、工期遅延の恐れがあると回答した(「工事について(回答)」)。

同日、日本無線から周南市に対して、1.中国総合通信局からの指摘事項について、中国総合通信局からの指摘事項に対する周南市の見解、2.特記仕様書上の納入時期、3.特記仕様書通りまたは日本無線案1の採用の是非、4.「製作者の承諾を得ること」の解釈について質問がされた(「工事について(質問)」)。

23. 同年11月29日、日本無線は三菱電機に対して、周南市に特記仕様書どおりの施工または日本無線案1いずれを採用するか照会しているこ

と、中国総合通信局からの指摘事項に対して検討・協議が進まないため機器内容に変更が生じ得る部分の機器調達・手配ができないことなどを連絡した（「工事について（連絡）」）。

同日、周南市は日本無線に対して、1. 中国総合通信局からの指摘事項については、市・日本無線・設計者の協議により解決を進めたい、2. 特記仕様書上の納入時期は、設計図書に定めた期日において施工を進められたい、3. 特記仕様書通りまたは日本無線案1の採用の是非については、設計図書に基づいて施工を進められたい、回線停止に伴う運用への影響回避に関しては、特記仕様書1-19で特に明記しており、設計図書での施工を進める中で考慮すべきものと考えている、4. 「製作者の承諾を得ること」の解釈については、設計図書に基づいたシステム構築と施工を進める中で、納入機器の観点においても、運用中消防無線への万全な影響防止を図らねばならないとの理由で明記していると回答した（「工事における質問（回答）」）。

24. 同年11月30日、周南市は日本無線に対して、1. 周南市防災行政無線施設整備工事の工事仕様は設計図書（設計書、特記仕様書、図面一式）に基づいて、中国総合通信局及び関係機関との協議の上、システムの構築、施工を行うこと、2. 工期及び納期は、契約上の工期、平成22年度及び平成23年度の施工区分による納期、特記仕様書に記載された期限のそれぞれを遵守し施工を進めること、既設消防無線機器製作者からの確認書については、システムの構築を行い、技術的接続の確認、システムの検証、施工等に関して、既設消防無線機器製作者から承諾を得るとともに確認書の提出を行うことと指示した（「整備工事について」）。

25. 同年12月2日開催「今後の作業の進め方について（中国電通技研より申出）」において、「設計者として、現時点で最優先すべきは、中国総合通信局における課題・問題点の解決であると考え。」などとまとめられた（「協議事項報告書」）。

同年12月3日、日本無線は周南市に対して、11月24日付日本無線の質問に対する周南市の回答が不明瞭として、1. 中国総合通信局からの指摘事項について明確な回答が得られていないこと、2. 特記仕様書通りの施工でも平成23年3月までの機器納入に関しては数カ月の遅延が見込まれるため周南市の見解を回答賜りたい、3. 案1は採用しないと理解してよいか、4. 「製作者の承諾を得ること」について、具体的に何に対するどのような承諾を得ればよいのか、確認書とは誰が何に対してどのような基準をもって確認する書面なのか不明瞭なため周南市の見解につき回答を賜りたいと再質問した（「整備工事について（再質問）」）。

26. 同年12月6日、周南市は日本無線に対して、1 中国総合通信局からの指摘事項に関しては市が意思決定を行うものと考えている、上記2に

- については、設計図書に定められた期日において施工を進めて頂きたい、上記 3 については、設計図書どおりの施工をお願いする、上記 4 については、案 1 での接続確認を頂いているが、設計図書における技術的接続確認を頂いていないため、設計図書において、既設消防無線機器製作者（三菱電機）から、インターフェイス条件等技術的確認・検証結果の提出（別紙 1, 2 参照）をお願いすると回答した（「再質問について（回答）」）。
27. 同年 12 月 10 日、日本無線は周南市に対して、1. 周南市防災行政無線施設整備工事の工事仕様について、回線構成、機器構成といったシステム構想の根幹をなす設置計画書（案）に対して、中国総合通信局より指摘を受けているものであり、指摘事項について不明瞭な状況が継続する場合、工期内完工すら不可能となる懸念があるため、添付 2 各事項につき回答頂きたい、2. 工期及び納期について、既に工程に遅延が生じている前提を理解頂いた上で、今後の対応につき協議させて頂きたい、3. 既設消防無線機器製作者からの確認書として周南市指定書式に基づき提出すると三菱電機作成「周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続確認について」を添付して回答し、特記仕様書どおりの施工により消防回線を含む既設多重端局装置の各回線を相当程度停止しなければならない問題が生じることから、バックアップ方法について周南市の見解を求めた（「指示事項について」）。三菱電機作成の前記文書には、特記仕様書記載機器による技術的接続確認が完了したこと、三菱電機の責任範囲が記載されていた（「接続確認について」）。
28. 同年 12 月 15 日開催「防災行政無線に関する日本無線との協議」において、日本無線から「平成 24 年 3 月末までの工期内には完了する。ただし、平成 23 年 3 月末ということに関しては、不可能であるとの回答だが、それに関しては、それなりの事情があり『再三協議をさせていただきたい。』との申し出があった。」が、市長の見解は「3 月末までに納入すること。」というものであった。また、周南市が求めた「周南市防災行政無線施設整備工事における既設消防多重無線施設との接続確認について」は日本無線から提出されたが、市長は、消防無線を含めたシステム全体の確認書の提出を求めた（「協議（概要）」）。
29. 同年 12 月 20 日、日本無線は周南市に対して、工事請負契約を合意解約したいとして解約合意書を提出した（「工事について」）。
- 同年 12 月 21 日、周南市は日本無線に対して上記解約に係る見解を伺いたいと通知を行った（「工事について（通知）」）。
30. 同年 12 月 22 日開催「周南市防災行政無線施設整備工事に伴う設計者から日本無線へのヒアリング」及び「周南市防災行政無線施設整備工事に伴う設計者から三菱電機へのヒアリング」において、日本無線は「三菱さんには下請してもらった部分は責任を持ってもらうが、全体は請負者

が責任を持つ。」「仕様書通りやると回線断が起こる事が分かったが、回線断は一切認めないと言われたため提案を出した。網同期を入れれば回線断が発生するが、消防システム全体が分からないのでバックアップの方策も決められない。」と回答し、三菱電機は「三菱としては全体システムの責任は取れない。」と回答した（「協議事項報告書(1)(2)」）。

31. 同年12月24日、日本無線は周南市に対して、1.合意解約申し入れの理由を回答し、契約関係について周南市の見解を求めた（「工事について（回答）」）。

同年12月28日、周南市は日本無線に対して、合意解約に応じかねると回答し、契約に基づく履行を求めた（「工事について（回答）」）。

32. 平成23年1月6日開催の協議において、中国総合通信局より「(3)設置計画書（案）の位置づけ 申請前に周波数の割当て等について審査基準（電波法関係審査基準）に合致するよう事前協議（その成果物が設置計画書（案））をし、申請時には、申請を受け付けたらすぐ免許決定ができるのが通常である。事前協議の成果物としての設置計画書（案）作成はコンサルの責任範囲」と発言がされた（「協議報告書」）。

33. 同年1月13日、周南市は日本無線に対して、施工計画書、平成22年度中における計画・工程・スケジュール、三菱電機が施工することを確認できる書類の提出を求め、1月25日までに提出がない場合は、日本無線の債務不履行として契約解除を考えていると催告した（「催告書」）。

同年1月17日、日本無線は周南市に対して、上記催告について、債務不履行には該当しないものと理解している等、同社の見解を通知した（「工事について」）。

34. 同年1月19日、周南市は日本無線に対して、契約書や設計図書で定めた内容（工期の遵守等）に基づき履行を求める、工事が遅延している事態を踏まえて今後の工事進捗に対する施工計画書の提出を求める等と通知し、1月25日までに関係書類の提出を求めた（「工事について」）。

同年1月24日、日本無線は周南市に対して、上記再催告に対する同社の見解を通知し（「工事について」）、同日、周南市防災行政無線施設整備工事請負契約の解除を通知した。日本無線は解除理由として、(1)三菱電機から得る承諾の内容を明確にしないこと、具体的には、「製作者の承諾」の内容を明確にせず、その解釈を二転三転させたため、日本無線において周南市、三菱電機との調整対応に追われることとなり、大幅な工程遅延が生じることになったものであり、遅延の責任は、「製作者の承諾」の内容を明確にすることを怠った周南市にある。(2)中国総合通信局の指摘事項について周南市の見解を明らかにしないこと、具体的には、中国総合通信局から特記仕様書に基づく設置計画書案には問題があり、免許を出すことは約束できないと指摘を受け、日本無線は周南

市に対して再三にわたり周南市の見解を明確にするよう求めたが示されなかった。周南市の見解を得ることは本工事を遂行するために不可欠であり、設置計画書案の変更で影響を受ける機器の調達を始めとする本工事の関連作業を進めることができない。周南市及びコンサルタントが、特記仕様書の作成に先立って、中国総合通信局との間で設置計画書案について必要な調整を行い、その上で特記仕様書を作成して入札手続きを行っていけば、中国総合通信局から指摘を受けているような問題が生じる事はあり得ない。(3)回線停止時間問題への解決策を検討しないこと、具体的には、特記仕様書記載施工方法を採用する場合、網同期装置新設に伴い、周南市消防本部の回線を含む既設回線を相当時間停止する必要がある、日本無線提案の市役所と消防本部、消防本部と中継局間の回線それぞれの機能分離する案1を採用する場合、回線停止時間問題を回避できるほか、請負代金低減等のメリットがあることを説明し、周南市の判断を求めたが、周南市は特記仕様書どおりの施工を要求しつつ、回線停止時間が発生してはならないという方針を変えようとしなかった。周南市に対して、回線停止時間を発生させることなく特記仕様書どおりに施工する場合のバックアップ方法等について照会を行ったが、合理的回答が得られていない。(4)本工事を進める上で必要な現地調査を禁止している、(5)周南市による納入時期延期の拒絶、具体的には、周南市の責めに帰すべき事由により本工事の工程が大幅に遅延している事態を受けて、日本無線は機器の納入時期を平成23年4月末ないし11月末に延期することの確認を求めたが、周南市は自ら解決すべき問題について建設的対応を行わずこれを拒絶したことをあげている(「解除通知」)。

35. 同年1月27日、周南市は日本無線に対して、日本無線に債務不履行があるとして、本契約約款第42条第1項第2号(乙の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成しないとき又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき)、第4号(前3号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないとき)、第5号(乙が第44条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき)により本契約の解除を通知した(「解除通知書」)。

## (2)問題点

- ① 防災行政無線施設整備に関する調査特別委員会の調査事項は、周南市防災行政無線施設整備において、請負契約に係る事業の進捗が図られていないことに関する事項である。
- ② 周南市防災行政無線施設整備工事(以下「本件工事」という)において、請負者は設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明

に対する質問回答書をいう)に従い履行しなければならない(工事請負契約書第1条)と記載されているから、設計図書は条件付一般競争入札に参加する業者が等しく内容を理解できるように明確であること、それに従い施工すれば工事を問題なく完成できる内容であることが求められ、また、関係機関との協議が工事の進捗に影響する場合、発注者は関係機関と調整する必要がある(特記仕様書 1-13)。

- ③ 本件工事において、1. 内容の明確性の観点から、特記仕様書 3-8「(※) この機器は既設機器製作者のものと同様以上であり、製作者の承諾を得たものであること。」の意味が、2. 工事を問題なく完成できる内容であったか否かの観点から、設計図書(図面、特記仕様書)記載に従って施工した場合に生じる消防回線の停止が、3. 関係機関との調整の観点から、中国総合通信局の指示事項の解決が、それぞれ工事の進捗との関係で問題となる。

### (3)問題点の原因と委員会の判断

#### ①製作者の承諾について

1. 特記仕様書 3-8 には、「(※) この機器は既設機器製作者のものと同様以上であり、製作者の承諾を得たものであること。」と記載があり、対象機器として「インタフェースコンバータ(※) 多重端局装置(※) 既存多重端局装置増設(※) 網同期装置(※)」が挙げられている。
2. 製作者の承諾に関し、周南市担当者は「製作者の承諾とは、大前提に技術的な接続の確認」、「『既存機器との接続についての技術的な承諾』と特記仕様書記載の『製作者の承諾』とは同じ意味と理解している」、「製作者の承諾ということですが、大きな前段としましては、技術的な接続確認という部分があると思っています」と証言しており、インタフェースの接続確認の意味と理解している。なお、12月6日付周南市作成「周南市防災行政無線施設整備工事における再質問について(回答)」にも、「製作者の承諾を得ること」の解釈について、「既設消防無線機器製作者(三菱電機)から、インタフェース条件等技術的確認・検証結果の提出(別紙1、2参照)をお願いします。」と記載されている。請負者日本無線は、日本無線が大ヶ原中継所及び千石岳中継所に新設する同報無線と三菱電機が消防本部に既設している多重端局装置との間の4ワイヤー及びV.24の接続確認と理解していた。周南市証人の一人は、接続確認とは消防本部の既設多重端局装置(改造)と2カ所の中継所に新設する同報無線との間のインターフェース、4ワイヤー及びV.24の接続確認のことだと証言している。これに対して、三菱電機は防災行政無線システム全体の確認作業が必要との見解に立っていたが、同社がこのような見解に立ったのは、異議申立を巡るヒアリング内容などを見る限り、承諾

することで周南市より消防本部既設多重無線製作者として運用全体の責任を問われることを恐れたためとうかがわれる。なお、本件工事に関し、周南市が日本無線に対して三菱電機からシステム全体の確認を求めた事実はない。三菱電機の見解は、製作者の承諾の意味が不明確であることに由来したと考えられる。

3. 平成 22 年 8 月 6 日以降、日本無線と三菱電機は、周南市消防本部既設多重端局装置向け接続インタフェース、周南市役所新設多重端局装置向け接続インタフェース、大ヶ原中継所既設多重端局装置向け接続インタフェース、千石岳中継所既設多重端局装置向け接続インタフェースについて協議を開始した。

同月 30 日、三菱電機は日本無線に対して、音声（4W+SS/SR）は対応可能であること、データ（V.24 同期 19.2kbps）のうち論理的インタフェース、電氣的インタフェース、通信速度、DCE/DTE は対応可能であるが、使用信号線はさらにデータの開示を受けて確認のうえ回答、フロー制御は対応不可と回答した。同日の周南市との協議において、上記技術検討事項に関して、日本無線から三菱電機に信号の組み合わせパターンを報告する、フロー制御は日本無線で行う、イリーガル動作は三菱電機から回答をもらうこととなった。

9 月 17 日、イリーガル動作を除いて上記技術的事項の確認を終了したが、同日、三菱電機は新設する端末相互間の接続を含むシステム全体の動作確認が必要との見解を示した。同月 22 日、三菱電機は重ねて防災行政無線システム全体の確認が必要との見解を示し、同月 28 日、三菱電機は日本無線に対して、4W 物理的インタフェースの机上確認、V.24 物理インタフェースの机上確認、V.24 論理インタフェースの机上確認だけでは接続確認完了とならないと回答した。三菱電機から、システム全体の確認が取れないと接続確認を完了したことにならないと回答を受け、9 月 29 日、日本無線は、納期が短縮でき費用対効果があがるということと、既設多重端局装置に網同期を設置することに伴う回線断を軽減できる方法として、消防本部と 2 中継所、消防本部と市役所とを機能分離する〔ご提案構成〕案 1 を周南市に提案した。周南市担当者も網同期装置の設置によって回線断が発生するという話であったと記憶しており、提案であれば経済比較、メリット等の説明資料が必要と申し添えている。日本無線は、既設機器製作者三菱電機の承諾が得られれば周南市に案 1 を承諾してもらえらるものと考え、以後、三菱電機との間で案 1 の構成で接続確認作業を行った。

10 月 13 日、周南市との協議において、日本無線は周南市から当初設計仕様書に基づく接続確認書を取るべきと指示され、翌 14 日、三菱電機はイリーガル動作に関する回答を日本無線に行った。これにより 8 月

30日協議で持ち越しとなっていた技術検討事項の確認が終了した。これを踏まえて、10月28日、日本無線は周南市に対して接続確認書（10/26三菱電機作成）を提出した。ところで、日本無線と三菱電機間の接続確認は当初より特記仕様書に基づき音声4W及びデータV24について行われており、両社間において未確認だったのはV24のうち使用信号とフロー制御、4WとV24に関するイリーガル動作であったから、これらの点が両社間で確認されれば特記仕様書構成と案1構成のいずれの接続確認も完了したことになる。日本無線は接続確認を終了したと認識しており三菱電機徳永証人も、機器仕様インタフェース4W、V24の机上確認は終了していたので、案1に変更されても接続確認項目は変わらないと証言しており、11月9日に三菱電機が特記仕様書記載機器構成での接続を確認していることからこのことは裏付けられている。従って、10月28日に接続確認書が提出されたことにより、特記仕様書記載製作者の承諾手続きは終了したことになる。

4. 以上より、製作者の承諾の意味を、大ヶ原中継所及び千石岳中継所に新設する同報無線と三菱電機が消防本部に既設している多重端局装置との間の4ワイヤー及びV.24の接続確認と理解するか、周南市役所に新設する多重端局装置を含めた接続確認と理解するかにかかわらず、9月17日時点でイリーガル動作に関する三菱電機の回答を除き接続確認作業は終了していた。しかし、同日、三菱電機が防災行政無線システム全体の確認が必要と主張し始めたため、10月28日に周南市に対して確認書が提出されるまで接続確認がずれ込むことになった。
5. 10月28日に接続確認書提出後、11月2日開催の日本無線と周南市長の協議において、市長より接続確認についてシステム全体としてつながることが必要であるとの発言があり、また、案1は特記仕様書の変更にあたるか否かが議論となったため、周南市では案1に対してどういう評価を下すかいろいろ検討を加えることになった。

11月9日、三菱電機は日本無線に対して、周南市より10月26日「特記仕様書に基づく接続確認が先決であり、設計変更を議論する段階ではない」と指示を受け、検討した結果、特記仕様書記載機器構成で工事実施できると報告した。同日、三菱電機は日本無線に対して、特記仕様書記載の網同期装置を新設することに伴い既設多重端局装置の各回線が最大で約20分間停止すると回答し、消防無線停止が技術的に確認された。

11月29日以後、周南市は日本無線に対して、特記仕様書どおりに機器を納入し工事を進めるよう指示し、12月6日、周南市は特記仕様書記載機器による接続確認書を提出するよう日本無線に指示した。同月10日、日本無線は周南市長に対して三菱電機作成の特記仕様書記載機器に

よる接続確認書（12/10 三菱電機作成）を提出したが、12月15日、周南市と日本無線の協議において、周南市長は日本無線に対して、3月末までの納入、消防無線を含めたシステム全体の確認書の提出を求めるなどしたため、12月20日、日本無線は合意解約を周南市に申し出、平成23年1月24日、本件工事契約の解除を通知した。

6. 特記仕様書記載の「製作者の承諾」、つまりインタフェースの接続確認については、9月17日、日本無線の行うべき事項は終了し、三菱電機のイリーガル動作についての回答待ちとなっていたことから、「製作者の承諾」の意味をインタフェースの接続確認であると明確化していれば、三菱電機がシステム全体の確認にこだわり10月28日まで確認書の提出がずれ込むことはなかったと考えられる。また、特記仕様書構成と案1構成で接続確認項目は共通していたことから、周南市がそのことを理解していれば、10月28日以後、接続確認にこだわる必要はなかったと考えられる。結局、接続確認作業が遅れた原因としては、他社の消防多重無線と防災多重無線の接続経験がないにもかかわらず、機器製作者の三菱電機に発注すれば解決すると思っていた日本無線の軽率さもあるが、特記仕様書記載「製作者の承諾」の意味が一義的に明確でなかったために三菱電機の誤解を招き、これに周南市のインタフェース接続についての理解不足及び周南市長がシステム全体の確認にこだわったこともあいまって接続確認が12月10日まで続くこととなり、これらが本件工事の進捗遅延の一因をなしたことは否定できない。12月10日の接続確認後も、同月15日、周南市長が日本無線に対して三菱電機から消防無線を含めたシステム全体の確認書を取るよう求めこれにこだわったため、周南市担当課において12月10日付確認書の提出によりようやく事業を進めることができると考え、工事を進めていくつもりでいたにもかかわらず、このことが以後も工事を進めることができず進捗が図られなかった一因をなしただけでなく、日本無線による本件工事の解除を招いたといえる。

## ②消防無線の回線停止について

1. 特記仕様書1-19には「本施設設備は既設の消防設備無線網（消防多重無線装置：三菱製）を増改築し施工するもので、無線設備・局舎・電力等は全て運用中である。このため、ハードウェア・ソフトウェアインターフェイス等に関し、万全な方策により既存設備及び運用に支障が無い様、運用管理部署への所定の手続・承諾を受け、工事の施工を行うこと。」と記載されており、本件工事は運用されている消防システムに支障が生じないように施工する必要があった。
2. 日本無線は他所で多重無線装置を納入していることから、網同期装置

を入れることに対して技術部門が回線断を心配し、8月19日、日本無線は周南市消防本部等に対して、網同期装置の増設により運用中の通信インタフェースに影響がでないか照会した。また、消防本部の既設多重端局装置は三菱電機が納入した機器であり、網同期を入れることで回線断があるかないか日本無線には明らかでなかったため、8月30日、日本無線は三菱電機に対して、消防本部既設多重端局装置に網同期装置を接続した際、全システムが停止する可能性が存在すること及び回線停止時間を照会した。

9月3日、三菱電機は日本無線に対して、端末側インタフェースカードは活栓挿抜可能、作業中の電源停止、作業後の再起動は不要、既設回線は瞬断されないが、網同期装置接続等については異なることも考えられると回答した。日本無線は消防無線の回線断を避ける意味もあって、9月29日、網同期装置を設置しない案1を周南市に提案した。

11月9日、三菱電機は日本無線に対して、周南市消防本部に網同期装置を新設することに伴う同期再引き込みにより、既設多重端局装置の各回線が最大で約20分間停止する、網同期装置の新設場所を周南市消防本部から大ヶ原中継所に変更した場合、回線断時間は1分以内に短縮することが可能であると回答した。回答に時間がかかったのは接続確認作業に時間を要したためである。

網同期装置新設に伴い消防多重無線の回線停止が生じることが確認され、翌10日開催の周南市との協議において、日本無線は上記回答及び案1により網同期を設置しなくても同期はとれ回線断も発生しないこと、納期の限界にきていることを報告した。その後、11月24日、日本無線は周南市に対して、特記仕様書どおりの施工では網同期装置新設に伴い消防本部の回線停止が生じること、これを回避するには案1が適切であることなどの回答を行い、周南市において案1が協議されたがそれは仕様変更にあたるか否かの観点からであり、周南市の見解は特記仕様書どおり施工するようというものであった。

3. 本件工事の設計図、積算書、発注仕様書の作成は、(株)中国電通技研の業務である（周南市防災行政無線施設実施設計業務委託（平成17年度設計見直し）仕様書 第2章 1(2)③）。

特記仕様書3-8 納入品目一覧表（主要機器）において網同期装置が指示されており、本件工事では消防本部に設置された既設多重端局装置に網同期装置を新設することが工事内容となっている。既設多重端局装置製作者三菱電機によれば、網同期装置を新設することで既設多重端局装置の各回線が最大で約20分間停止することが確認されており、特記仕様書機器構成で工事した場合には不可避免的に回線停止が発生する。

この点について、周南市は網同期装置を設置することにより回線断が

発生するが、特記仕様書、設計図書等で回線停止しないようにバックアップをとることになっているためこれを回避できると考えていたようである。しかし、周南市ではバックアップの根拠として機器配置配線図 E-06 を示すにとどまり、具体的にどのようにバックアップするのかについて説明できなかった。設計図、積算書、発注仕様書作成者である中国電通技研吉野証人からは、バックアップについて、異常が起こるということは当初から想定されていない、万が一の場合でも既施設に影響を及ぼさないよう配慮がしてある、断線するようなことは想定していない、バックアップというのは不測の事態だから最初から止まることを前提に施工計画を立てられても具合が悪いとする以上の説明はなかった。証言の趣旨からすると、特記仕様書、設計図において消防無線の回線停止は想定されておらず、機器配置配線図左下記載のバックアップは網同期装置新設に伴う回線断に備えたものではない。関係者の証言による限り、本件工事の設計図書において網同期装置新設に伴う回線停止を想定したバックアップ方法及びそのための予算措置は想定されておらず、本件工事内容に消防無線の回線停止を回避するためのバックアップが含まれていたと認めることはできない。

4. 施工業者は設計図、積算書、特記仕様書等の設計図書に基づき工事を行う義務を負っているから、特記仕様どおりに工事した結果、不具合が発生した場合、それは設計図書の問題となる。特記仕様書 1 - 19 は工事の施工に関する記載であり、特記仕様書に従い網同期装置を新設した結果回線停止が生じたとすれば、それは施工の問題ではなく設計の問題であるから、まず、設計者及び発注者が対処すべき責任を負う。

日本無線は、8月段階から網同期装置新設に伴う消防無線の回線停止の可能性を危惧し、回線停止を回避可能な案1を提案したが、周南市において機器配置配線図(E-06)にバックアップ記載があるから大丈夫と考え、案1を専ら仕様変更にあたるか否かの観点から検討し、日本無線との間において回線停止回避の観点から検討、協議を行わなかった。周南市が回線停止問題を抱えた特記仕様書記載機器構成による施工にこだわったため、どのように回線停止を回避するのかが未決着のままに時間が経過し、この点に決着がつくまで工事の進捗が図れないこととなった。回線停止は本件工事設計の問題であり、周南市において問題の把握と解決に向けた取り組みを怠ったことがこの点に関する工事遅延の原因といえる。

### ③中国総合通信局からの指示事項について

1. 平成21年度周南市防災行政無線実施設計業務委託の内容

平成21年に、周南市は、(株)中国電通技研との間で、周南市防災行政

無線施設実施設計業務委託契約（平成 17 年度設計見直し）を締結している。

その際の「周南市防災行政無線実施設計業務委託（平成 17 年度設計見直し）仕様書」において、周南市は、中国電通技研に対して、「中国総合通信局の免許方針に従い、設置計画書（案）を作成し、提出すること」（第 2 章実施設計業務 1(2)③、エ 参照）を求めた。

山本証人も、無線局免許を取得するには、中国総合通信局と協議し、設計計画書(案)を作成して提出する必要があるが、設置計画書（案）は中国電通技研が作成することになっていたと証言した。平成 23 年 1 月 6 日の、中国総合通信局と周南市河川港湾課、防災危機管理課、総務課との協議においても、中国総合通信局が、設置計画書（案）の位置づけについては、「電波法第 7 条の審査の事前協議である。申請前に周波数の割当て等について審査基準（電波法関係審査基準）に合致するよう事前協議（その成果物が設置計画書(案)）をし、申請時には、申請を受け付けただけでなく免許決定ができるのが通常である。事前協議の成果物としての設置計画書（案）の作成はコンサルの責任範囲）である。」との意見を述べている（平成 23 年 1 月 6 日協議報告書参照）。さらに、平成 22 年 11 月 11 日の中国電通技研と河川港湾課（廣谷課長、宇佐川課長補佐、高瀬主任）との協議においても、河川港湾課の見解として、「通常、コンサルさんが総合通信局と協議して、内容を詰めておくのが本当であり、指摘の時点で協議されておればよかった。」（防災行政無線施設整備（電通技研）協議報告参照）と述べている。

12 月 2 日開催の協議事項報告書の最後に、まとめとして、「設計者として、現時点で最優先すべきは、中国総合通信局における課題・問題点の解決である」と記載されている点について、山本証人は、中国総合通信局の指摘事項は、中国電通技研がコンサルとしての責任があるということは常時言っていたし、設計者としてやっていただけるものについては、やっていただきたいということである、と証言した。

山本証人は、これらも踏まえ、同通信局と協議した後成果物として設置計画書(案)ができあがってくると理解してよいと、証言している。

原俊之証人は、電波法の無線局免許申請において、事前協議を行うことや事前協議に際し設置計画書(案)を作成することは、法律上は要求されていないが、事前に綿密な設計図である設置計画書若しくは実施設計書を事前に作成されるのが通例であると証言している。

一方、吉野証人は、設置計画書（案）は中国電通技研が作成することになっていなかったと証言した後、周南市防災行政無線施設実施設計業務委託（平成 17 年度設計見直し）仕様書の確認をした上で、設置計画書（案）を提出することになっていたと訂正した。

なお、吉野証人は、平成 22 年 12 月 15 日の周南市との打ち合わせにおいて、「設置計画書（案）については、何の意味もない。私の（為の物）でしか（ない）」と発言していた（日本無線提出資料 S-040 参照）。

以上のことから、中国電通技研が、周南市に対し、前記業務委託契約の内容として、中国総合通信局と事前協議を行ったうえで、その成果物としての設置計画書（案）を作成する義務を負っていることは明らかであるにもかかわらず、この義務のあることを正しく認識していない。

2. 次に、中国総合通信局からの指示事項とそれへの対応について検討する。

中国総合通信局や周南市の契約担当課や工事担当課が認識しているように、中国総合通信局との事前協議の成果物が、コンサルのつくる設置計画書(案)であるとすれば、コンサルである中国電通技研が、周南市防災行政無線施設実施設計（平成 17 年度設計見直し）業務委託契約期間の満了日である平成 22 年 2 月 26 日までの間に、中国総合通信局との協議についても必要に応じ実施しておかなければならないはずである（仕様書第 2 章、1(1)③参照）。

しかし、平成 22 年 2 月 26 日までの間には協議は中国総合通信局との協議は行われず、その後の平成 22 年 4 月 1 日と同月 16 日の 2 回のみにとどまる。事前協議が十分に行われず、4 月 16 日の中国総合通信局と協議（第 2 回）において、中国総合通信局から、「将来構想である鹿野・熊毛を網羅した構想を示してほしい。今回の工事部分だけだと徳山・新南陽エリアに必要な出力及び周波数の選定となる。よって、鹿野・熊毛まで電波が届くための根拠（10W）を示していただきたい」と指示を受けていた（4 月 16 日付協議事項報告書参照）。

これに対し、吉野証人は、平成 22 年 2 月 26 日までに仕上げなければならない設置計画書（案）の中には、中国総合通信局との打ち合わせは入っていないと証言しており、そのため、4 月 16 日に中国総合通信局からの指示事項もあったにもかかわらず、未解決のまま、本来「事前協議の成果物」と評価できない設置計画書(案)が、中国電通技研から周南市に提出される結果となっているといえる。

上記の設置計画書(案)が提出されたのちも、中国総合通信局の指示事項に関し、これを解消するための中国総合通信局とコンサル及び市との間における協議が十分に行われたとはいえない。平成 22 年 4 月 16 日以降、9 月 10 日に中国総合通信局との協議が行われるまで、周南市防災危機管理課、河川港湾課、中国電通技研と中国総合通信局との間で協議は行われていない。9 月 10 日の協議に関しては、原証人は、同日の協議における中国総合通信局の発言の真意について、次のように証言している。

中国総合通信局の事務は、中国地方すべての地方自治体、また一部事

務組合の消防無線、防災無線の許認可業務をやっており、3月工期というのは非常に多いので、早めに計画を進めるものは進めていただきたいという思いで発言した。私どもは、的確なアドバイスをする立場にあるが、私どもが強制的に指示をするものではなく、無線局の免許主体となる周南市が自主的に判断していただきたい。電波法第6条によって提出された申請書類は、電波法第7条に基づいて審査をするので、その時にそのような要件が満足されていなければ免許の拒否をすることになると証言し、中国総合通信局から指示事項に対する無線局の免許主体となる周南市の速やかな対応が必要であったことを指摘している。

3. 次に、中国総合通信局の指示事項と機器発注のおくれとの関係について検討する。

中国電通技研は、中国総合通信局が指摘する事項に関連して、設置計画書(案)の変更により影響を受ける機器の調達等の生ずる可能性があり、この問題が解決されない限り、機器の発注ができず、工事の遅延が避けられないと主張しているが、この点については、原証人は、設置計画書なり設計図なりが見直された場合、特記仕様書に記載された内容に変更が生じる機器構成が変わる可能性について基本的には認めており、吉木証人もこれを否定していない。このことからすれば、中国総合通信局から指示事項についての迅速かつ的確な対応が求められていたことは否定できない。しかしながら、島津証人は、平成22年4月16日における、中国総合通信局からの指示事項について報告は受けていないし、平成22年9月10日に7項目の指示事項を受けたときのことも、その当時報告は受けていない。11月2日の、電監は私が対応しますとの発言は、中国総合通信局については、最終的には、私が印鑑を押して出すという意味であり、中国総合通信局の指示事項について、具体的な対応はその時点ではしていない。中国総合通信局からの指摘事項についての市の対応については、吉木部長以下にまかせていたので、私は特に指示は出していないと証言している。

4. まとめ 以上のような、各証人の証言を踏まえると、吉野証人の証言は、設置計画書(案)が、コンサルが中国総合通信局との事前協議の成果物として作成提出されるものであるという周南市との委託業務契約の内容を十分に理解していないことに基づくものである。中国電通技研が、このような認識のもとにあり、本来、事前協議に基づく成果物として提出されるはずの設置計画書(案)が作成されなかったことが、ひいては本件工事の進捗を妨げた一因となっていると思われる。さらに、島津証人が中国総合通信局の指示事項について、具体的に事実関係を把握して、当面する中国総合通信局から指示を受けた問題の解決に自らあるいは担当職員に的確な指示を行うなどして的確に対処しようとしていたか

は不明といわざるをえず、その意味では、上記のような島津証人の不用意な発言が、中国総合通信局との問題の解決の遅延を招いた一因となっていることは否定できないと思われる。

#### (4)改善意見

- ① 今後、市の防災行政無線の構築にあたっては、市民参画と情報公開のもとに、検討委員会の設置、専門家の招へいなどにより、新しい技術的可能性も含め、構想そのものを練り上げていく取り組みが必要である。
- ② 専門的知識を要する業務にあっては、専門的機関を設置し、協議を行ったうえで、発注するとともに、その成果物に対しても十分検証できる体制をつくるべきである。
- ③ 契約等審査会については、本来の設置の主旨と権能にのっとり、市として、審査会の役割が十分に果たせる体制をつくるべきである。
- ④ この調査において、市と関係事業者との間に、1 接続確認、2 設置計画書案の取り扱い、3 消防無線の回線停止への対応、4 中国総合通信局からの指摘事項への対応、などにおいて、見解の相違が認められ、このことが工事遅延の大きな要因となっている。このことを踏まえ、今後、市は、関係事業者と共通理解を深め、積極的に認識を一致させるための努力をすべきである。
- ⑤ 工事の施工において、新たに生じた課題への対応等について、専門的機関による助言が受けられるよう、市は、十分な執行管理体制を構築すべきである。
- ⑥ 請負業者は、入札にあっては、発注者の意図を十分に理解するとともに、その工事等の内容を十分に把握し、契約後は市との信頼関係のもとに、業務の適正な施行について、発注者の目的が達成されるよう誠実な履行に努めるべきである。
- ⑦ 証人尋問において、市と請負業者は双方がみずからの正当性を主張している。市の主張する正当性については、十分な実証のもとに、その根拠を明らかにし、市民への説明責任を果たすべきである。

## 10 証言拒否等

### (1)証人出頭拒否の状況

- ①平成23年2月10日、㈱中国電通技研 代表取締役 吉野 悟証人から、診断書を添付して不出頭通知書が提出された。委員会ではやむ得ないものとして許可した。
- ②平成23年2月25日、㈱中国電通技研 代表取締役 吉野 悟証人から、診断書を添付して不出頭通知書が提出された。委員会ではやむ得ないものとして許可した。

### (2)証人の証言拒否の状況 なし

### (3)虚偽の証言、自白の状況 なし

### (4)記録の提出拒否の状況 なし

### (5)宣誓拒否の状況

- ①平成23年3月11日、周南市長 島津幸男証人の証人尋問において、宣誓時「委員長、副委員長の行動について、多々疑義があるため、宣誓はしない」旨の発言があった。その後、証人喚問延期の動議が提出された。その動議は少数賛成で否決され、再び委員長は証人に宣誓を求めた。しかし、証人は宣誓せずその疑義の件について、詳細に述べ、その後、委員会は休憩となった。再開後、委員長はそのことについて説明し再び休憩した。再開後、委員長はさらに詳しい事情を説明し委員から質疑を受けた。これにより委員会は、時間の都合上困難となった島津幸男証人の証人尋問を中止し、次の証人に対する尋問を行った。なお、島津幸男証人の証人尋問は、3月24日に行った。

## 11 調査経費

### (1)100 条委員会の議決経費

本調査に要する経費は、平成 22 年度においては、600 万円以内とする。

### (2)決算見込み

次表のとおり

区 分	内 容	支出額（見込み）（円）
職員手当等	時間外勤務手当	494,693
旅費	委員費用弁償、証人費用弁償、職員旅費	561,705
需用費	消耗品費	26,103
委託料	弁護士業務委託、会議録作成委託料	2,728,480
使用料及び 賃借料	複写機等使用料	10,000
	計	3,820,981

## 12 その他

### (1)弁護士への業務委託

100 条委員会における法律相談及び指導業務等に関し、次に掲げる弁護士 2 名と平成 23 年 1 月 26 日、業務委託契約を締結した。(H23.3.31 まで)

① 岡山市北区弓之町 1 番 17 号五藤ビル 4 階 弁護士 山本勝敏

② 倉敷市幸町 7 番 23 号 弁護士 近藤 剛

③ 委託の内容

- ・ 法律相談
- ・ 証人尋問対策等の指導、打合せ
- ・ 委員会の傍聴
- ・ 告発状の作成、その他書類の作成指導、点検
- ・ その他関連する打合せ、連絡等